

板橋区個人情報保護検討会議設置要綱

(平成20年6月5日区長決定)

(平成24年4月1日組織改正)

(設置)

第1条 個人情報保護の徹底を図るため、個人情報の管理利用体制に関する問題点等について情報を共有し、検討を行う場として板橋区個人情報保護検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の業務を行う。

- (1) 個人情報保護に関する外部評価委員会からの意見に関し、区長が改善等を指示した事項についての調査及び検討
- (2) 個人情報紛失等の事故の再発防止に関する調査及び検討
- (3) その他個人情報の適正な管理のために必要な事項の調査及び検討

(構成)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- (1) 会長は、総務部長とする。
- (2) 副会長は、総務部区政情報課長とする。
- (3) 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (4) 会長は、必要があると認めたときは、検討事項に関係ある者に検討会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第4条 検討会議に作業部会を置くことができる。

- (1) 作業部会の構成員は、会長が指名する。
- (2) 作業部会は、会長又は検討会議から指示を受けた事項について検討する。

(招集)

第5条 検討会議は、会長が招集し、会長に事故があるときは副会長が代理する。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、総務部区政情報課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成20年6月5日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成24年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表

職 名	備 考
総務部長	会長
総務部 区政情報課長	副会長
政策経営部 IT推進課長	
総務部 課税課長	
区民文化部 戸籍住民課長	
産業経済部 産業振興課長	
健康生きがい部 国保年金課長	
健康生きがい部 健康福祉センター所長	代表 1
福祉事務所 福祉課長	代表 1
子ども家庭部 保育サービス課長	
資源環境部 環境政策課長	
都市整備部 住宅政策課長	
土木部 土木計画・交通安全課長	
教育委員会 教育総務課長	
教育委員会 学校長	小・中学校代表
選挙管理委員会事務局長	